

令和7年4月1日～ 運転免許証を所有していない人を対象に

路線バス・タクシーで使える共通助成券を交付します



受付場所: 町民福祉課・健康保険課・佐賀出張所

助成対象者

対象要件をご確認ください。

- 身体障害者手帳（1級～3級）・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- 要介護・要支援認定者
- 75歳以上高齢者



運転免許証

所有している



交付対象外

所有していない



同居家族全員が
所有していない

交付対象



同居家族が
所有している

対象外



同居家族が所有しているが
日中不在で支援が受けられない

証明必要
交付対象

町民福祉課



※お住いの地区によって交付枚数が異なります。
※腎臓機能障害で人工透析を行っている方は申請の際にお申し出ください。
※交付対象者であることが確認できるものをご持参ください。

※地区担当民生委員の現況調査が必要です。
○交付枚数は通常の交付枚数の半分です。
○詳細はお問合せください。

主な変更点

- 助成券は400円券と100円券の2種類を交付します。
- 路線バスとタクシー(券裏面に記載のある事業者)が利用できます。
- 同居家族が運転免許証を所持していても、日中独居の方(週5日、約6時間程度、日中運転免許のない人だけとなり支援が受けられない)も対象となります。(民生委員の現況調査が必要です。)

利用方法等は裏面をご確認ください

① 利用方法

《防長バス》

降車の際、2枚を上限に、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃を現金でお支払いください。

※1回の乗車につき、助成券2枚まで利用できます。

※平生町を乗車地または、降車地とするときに利用できます。

【利用例】

運賃 300 円 → 100 円券 2 枚 + 現金 100 円

運賃 550 円 → 400 円券 1 枚 + 100 円券 1 枚 + 現金 50 円

《タクシー》（助成券の裏表紙参照）

① 乗車の際、乗務員に助成券が利用できるか確認してください。

② 降車の際、乗務員に助成券を渡し、残りの運賃を現金でお支払いください。

※1回の乗車につき、最大 1000 円分の助成券が利用できます。

※相乗りする場合、対象者ごとに最大 1000 円分の助成券が利用できます。

【利用例】

・対象者1人で利用

運賃 2,610 円 → 助成券 1,000 円分 + 現金 1,610 円

・対象者2人で利用

運賃 2,610 円 → 助成券 2,000 円分（1人最大 1,000 円分まで） + 現金 610 円

【Q&A】

Q どのバス、タクシーでも利用できますか？

A 次の交通機関のいずれかでのみ利用できます。

① 防長交通(株)が運行し、平生町を乗車地又は降車地とする路線バス

② 平生町に登録されている事業者（助成券の裏表紙記載）が運行するタクシー

Q お釣りはいらないので、運賃を超える金額分の助成券を利用できますか？

（例 1：タクシー運賃 690 円→助成券 700 円 例 2：バス運賃 350 円→助成券 400 円）

A 利用できません。助成券の額が運賃を越えないよう、現金と組み合わせてお支払いください。

正しい利用例 1： タクシー運賃 690 円→助成券 600 円+現金 90 円

正しい利用例 2： 路線バス運賃 350 円→助成券 200 円+現金 150 円

※路線バスは助成券 2 枚まで

Q タクシー会社が行う割引（運転免許返納者割引・身体障害者割引・知的障害者割引）と併用できますか。

A 併用できます。割引後の運賃にご利用ください。

Q 助成券を持っている他の人とタクシーに乗ったときも利用できますか？

A 利用できます。1人につき 1,000 円を上限にご利用ください。

お問い合わせ先

平生町 町民福祉課 地域福祉班

電話 0820-56-7113